令和８年　第９回教育委員会会議録

令和８年９月１８日（金）

甲州市教育委員会

第９回教育委員会　会議録

日　時　　令和８年９月１８日（金）（午前９時３０分から）
場　所　　甲州市役所２階　第一会議室

一　出席した委員は次のとおりである。

教育長	小林俊彦	職務代理	依田智子
委員	反田千佳	委員	廣瀬文武
委員	渡邉　靖		

一　欠席した委員は次のとおりである。
（なし）

一　出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清水　修	教育総務課Ｌ	小林絵美
教育総務課Ｌ	金澤祐子	生涯学習課長	坂本　豊
生涯学習課Ｌ	森　一幸	指導主事	金森　淳
指導主事	髙野育愛	教育総務課Ｌ	岡部裕美
事務担当	加賀爪あみ		

一　欠席した者は次のとおりである。
（なし）

一　会議に付された案件は次のとおりである。
日程第１　教育長諸般の報告について
日程第２　議案第１２号　甲州市指定文化財の指定解除について

教育長　　ただいまから、第９回教育委員会を開会いたします。
本日の出席委員は５名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に渡邉委員を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、会議を進めます。

［日程第１］

教育長　　日程第１　教育長諸般の報告についてでございます。
それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。
本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長　　以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

［日程第２］

教育長　　それでは、日程第２　議案第１２号　甲州市指定文化財の指定解除について、事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習課長　よろしくお願いします。
それでは、資料でご提示しておりました、議案第１２号　甲州市指定文化財の指定解除についてという形ですけども。先ほど教育長からお話をいただきました、天然記念物であります下於曽のモミについてなんですが、指定は昭和４６年４月１日、指定の理由といたしましては、市街地にあるモミとしては最大級のもので、当時根廻りが９．３７メートル、目通り、というのが地上高１メートル３０センチのところの幹回りが３．８５メートル、枝張り等が大きく樹高も２９メートルということで、塩山市当時の「市の木」が「モミ」であったということもありまして、指定をされたという経緯があったようです。
令和８年６月にですね、「ちょっと枯れが見えてるよ」なんていう情報がありました。それを都市整備課の方で把握していたわけですけれども、まだまだ元気な状態ですのでというところで注視をしていたところですが、８月に入って急に枯れが進んでおりました。資料６を見ていただいて、先ほど教育長からご説明いただいたとおり、於曽公園のところの赤い丸印がモミの木です。その次の資料に写真を添付しておりますが、４ページ目の写真で、一部青いところが残っている状況になってしまってあとは全部枯れてしまったという状況が８月に現認されたところでございます。
それに合わせて、今管理をしている所管課が都市整備課になるわけですが、情報をいただき、所管課としては危険性が気になるという話の中で、急遽、甲州市文化財審議会委員でもあられます、樹木医の大澤先生に依頼して現地を確認していただいたところでございます。その中では、完全に枯死しているわけではないんですが、そこからまた復活する可能性は低いこと、また、枯れた原因については見る限りは不明であるという状況でしたが、樹勢回復の可能性は低いということで判断いただいたというところでございます。
その中でいろいろ検討する中では、公園利用者の安全性確保を行うことが最優先だという形で早期の伐採をしていくということで、所管課との調査の中でそういったところの話になりました。
そこで、甲州市文化財保護条例第１９条第２項第１号に基づいて、文化財審議会の方でその答申を、急遽ですので書面で作成させていただきました。８月２８日になるわけですが、答申といたしましては、回復の見込みが少ないというところと、また公園内に立地し道路にも近いため、市民をはじめ公園利用者が危険な状態となっているということを加味する中で、

樹木の伐採または枯死により市指定文化財がその価値を失うに等しい状態となることを想定するところで、指定解除することはやむなしという判断で答申をいただいたところでございます。その答申を受けてですね、危険性があるという指摘を最優先に考える中で、９月５日に、所管課の方で維持管理費をなんとか調整する中で伐採を挙行してしまったと。教育委員の皆様には大変申し訳ないのですが、指定の解除について本日ご議決をいただくわけですが、現状としては伐採をしてしまった状態ではございますが、安全性を最優先したという状況にご理解いただきまして、本日指定文化財の解除についてご議決をいただければと思います。

また、今後の皆様への周知ですが、この後、今日の午後には告示を行いまして、解除についての効力を発するという形になりますので、９月１８日付け、本日付けという解除の形で告示を行います。また、シルバーウィーク明けにはホームページで公開をいたしまして、間に合う最短の広報である１１月の広報で指定を解除したということを皆さんの方に周知をさせていただきたいと思っておりますので、伐採した後でのご報告で大変申し訳ありませんが、指定解除についてご議決をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

教育長　それでは、生涯学習課長の方から日程第２　議案第１２号 甲州市指定文化財の指定解除につきまして、説明がございましたが、委員の皆様から何かご質問ございますか。

依田職務代理　私はちょうど伐採したときに前を通りまして、「あっ、切っちゃったんだなあ」というように思いましたけれども、６月に市民の方から枯れているとお話があって、そこからは素早い対応で。私も於曽公園の近所の方で何人か知っている方がいるんですけれども、本当に素早い対応で皆さんご安心されているんじゃないかなあなんて思いますので、ありがとうございます。

教育長　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

「なし」の声

教育長　よろしいでしょうか。

それでは、議案第１２号 甲州市指定文化財の指定解除につきましては、ただ今の提案のとおりにしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長　ありがとうございます。皆様方の承認をいただきましたので、議案第１２号については提案のとおりといたします。

教育長　本日予定していました議事はすべて終了いたしました。

次回 第１０回定例教育委員会は、１０月２２日午前９時３０分から、市役所２階　第一会議室での開催となります。

「はい」の声

教育長　これをもちまして令和８年第９回定例教育委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。